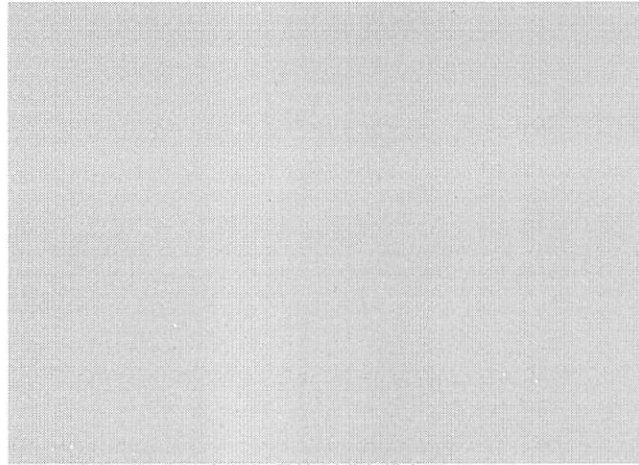


「より難しい状況に」林農相



国営諫早湾干拓事業の潮受け堤防北部排水門
= 3月、長崎県諫早市

福岡高裁も6日、開門を命じた確定判決に従わない国へのペナルティーを認め、国は12日以降、1日49万円の制裁金を支払わざるを得ない見通しとなった。開門しても、しなくても支払い義務を負い、苦境に立つ農水省。林方正農相は記者団に「今日の決定でより一段と難しい状況になった」と硬い表情で語り、即日、最高裁に不服を申し立てて、司法闘争を続行する姿勢を際立たせた。

福岡高裁の決定では国の回避に努める考えを見せ主張が完全に退けられた。同時に解決策として長崎格好ながら、林農相は支払い猶予期限の11日をにらみ、「最高裁への許可抗告、執行停止がどうなるかで変わってくる。今は申し立てた段階であり、まず申し立てをしつかりと制裁金の支払い態打開を模索していること

を強調した。

大臣会見後、農水省は週明けの9日に農村振興局の小林祐一次長を派遣すると、佐賀、長崎両県に伝え

(古賀史生)

た。佐賀県は古川知事が面会する予定で、関係自治体による話し合いの実現に向けて調整が続く。

い。

国の選択肢なくなる

山本和彦一橋大学院教授(民事手続法)の話

ベルで矛盾した判断が出ることに。最高裁が許可抗告に対する決定で判断を統一するしかない。長崎地裁での開門差し止め訴訟と、佐賀地裁での国による請求異議訴訟でも矛盾した判決が出る可能性がある。混乱を防止するためにも裁判所間で協議し、どちらかの裁判所に事件を移送して審理を統一して、自治体も加えた和解を目指すべきだ。そうしなければ混乱が続きかねない。

開門実現 高裁も迫る

審理統一し、和解を

平野哲郎・立命館大教授(民事執行法)の話 佐賀地裁決定が福岡高裁で維持されたが、長崎地裁決定も維持されれば、高裁し

